

戦争させない市民の風・北海道 規約

1. この会は、「戦争させない市民の風・北海道」（略称、市民の風・北海道）と称します
2. この会の目的は、憲法改悪の阻止、安保法制の廃止、立憲主義の回復のために、市民が政治に参加し、市民が望む政治を実現することです。
3. この会の主たる事務所は、札幌市に置きます。（旧3．は削除する）
4. この会の目的達成のため、
 - (1) 市民と野党の共闘をつくり、統一候補の実現をめざします。
 - (2) 市民と野党の統一候補の議席獲得のために力を尽くします。
 - (3) 市民の政治への参加をよびかけ、うながす取組みをします。
 - (4) 市民の政治や選挙への関心を高めるための取組みをします。
 - (5) この会と目的を共有する政党、労働団体、市民団体などと連携・協力し運動の輪を広げます。
5. この会は、自らの意志と創意工夫で活動することを基本に会員相互が協力して以下の事業を行います。
 - ① 集会、講演会、懇談会などのイベントの開催
 - ② ポスティング、スタンディング、シールアンケート、街頭宣伝（チラシ配布を含む）
 - ③ 学習会などの啓発活動
 - ④ 会員相互の親睦
 - ⑤ 会報『市民の風・通信』などの発行
 - ⑥ その他この会の目的達成のため必要な事業
6. この会の目的に賛同する人は自由に入会できます。入会は、ホームページからの入会申込みや「入会申込書」の提出などで受け付けます。
この会からの退会も自由ですが、事務局に連絡が必要です。
会員にこの会の目的、規約に反する行為があった場合、事務局で会員の資格停止を決め、総会で除名する場合があります。
7. この会の財政は、会費、賛同金、およびカンパ、事業収入をもって充てます。
この会の会費は年額 1,000 円とします。
会員が賛同金(1 口、1000 円を 1 口以上)を納めた場合は、口数分の会費を納めたものとします。
8. この会に、共同代表(若干名)、事務局長、事務局次長、会計監査の役員を置きます。
役員は、総会で選出し、任期を 2 年とします。(再任可)
9. 総会は、年 1 回開催します。
総会では活動報告、活動方針、決算報告、予算報告などを議決し、役員を選出します。
必要に応じて臨時総会や会員集会を開くことができます。
10. 共同代表、会計監査、事務局長、事務局次長、事務局員、事務局サポーターで事務局会議を構成します。
事務局会議は事務局長が招集し、会の運営に必要な決定を行います。
共同代表はこの会を代表して活動します。
外部との事務手続きについては事務局長がこの会を代表することができます。
事務局員は、会員の推薦を受けた人の中から役員が委嘱し、総会で承認を受けます。
事務局サポーターは、事務局会議で決定し、事務局長が委嘱します。
事務局サポーターは、可能な範囲で事務局会議に出席します。
役員会は共同代表、事務局長、事務局次長で構成します。
必要に応じて役員会を開催することができます。
11. この会に、地域別、課題別のグループ、チームを作ることができます。
12. この規約の改正は、総会において決定します。
13. この規約に定めのない事項については、事務局会議又は役員会で決めることができます。
その場合には、次の総会で承認を受けます。

附 則

1. この規約は、2016 年 8 月 27 日から施行します。
2. この規約は、2017 年 1 月 29 日の臨時総会で改正しました。
3. この規約は、2018 年 11 月 25 日の第三回定期総会で改正しました。
4. この規約は、2019 年 11 月 24 日の第四回定期総会で改正しました。